

平成 27 年度からスタート

新たな出店者を誘致し、商店街を活性化！

「地域商店街出店支援事業補助金」のご案内

この制度は、商店街の活性化のために、市が商店街に対して支援する制度です。

補助申請者は、「商店街」であり、出店者の方は、商店街を通じて支援を受けることになります。出店者の方は、できる限り長い間、対象店舗で事業活動を継続するだけでなく、商店街に加入し、商店街活動に積極的に参加してください。

〇制度概要

趣 旨	地域商店街は、住民の買い物の場のみならず、地域コミュニティの担い手として地域を支える存在ですが、近年、後継者不足による退店等により、商店街の基盤が弱まりつつあります。商店街機能の維持向上を図るため、商店街が誘致する業種の新規出店を支援することで、地域商店街の活性化を図ります。
対象商店街	市内の地域商店街（金沢市中心市街地出店促進事業の対象商店街を除く商店街）
補助対象店舗の要件	次のいずれの要件にも該当する店舗 (1) 出店する店舗の業種が、地域商店街が希望する業種であり、商店街から推薦を受けていること。 (2) 業種が、小売業、一般飲食店、住民の暮らしやすさの向上に資する生活関連サービス業(※注 1)であること。 (3) 商店街の構成員である店舗が退店してから 1 年を経過していない当該店舗（大型店(※注 2)は除く）への出店であること。 (4) 営業が夜間（午後 8 時～翌日 10 時まで）のみではないこと。 (5) 空き店舗の賃貸借契約が 1 年以上であること。 (6) 商店街内又は商店街間の移転ではないこと。 (7) まちづくり協定など本市のまちづくり施策等に適合すること。
補助対象経費および補助額	次の経費が補助対象となります。 (1) 出店奨励金（店舗装飾にかかる費用、広告宣伝費、開業イベント費） 限 度 額：50万円（万円未満切捨） 対象期間：賃貸借契約日から 1 年間に支出した上記の経費 (2) 空き店舗借上料（出店店舗の家賃） 補 助 率：1/4 限 度 額：50万円/年（万円未満切捨） 対象期間：2 年間 ※2 年間で 100 万円 ※月初め（1 日）開店の場合・・・開店した月から 24 月 ※月途中開店の場合・・・・・・・・開店日の翌月から 24 月
留意事項	①出店者は、出店時に市と対象商店街にそれぞれ相談してください。 ②店舗を住宅や事務所などと併用する場合は、店舗部分のみ補助対象となります。 ③補助期間途中で閉店等により、廃業等事業が中止した場合は、補助金の交付はされません。 ④補助金の交付は、請求書の提出後、概ね 1 ヶ月後になります。

※注 1 生活関連サービス業とは、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂、平成 26 年 4 月 1 日施行）の中分類 78（洗濯・理容・美容・浴場業）及び中分類 79（その他生活関連サービス業）に該当するものをいいます。

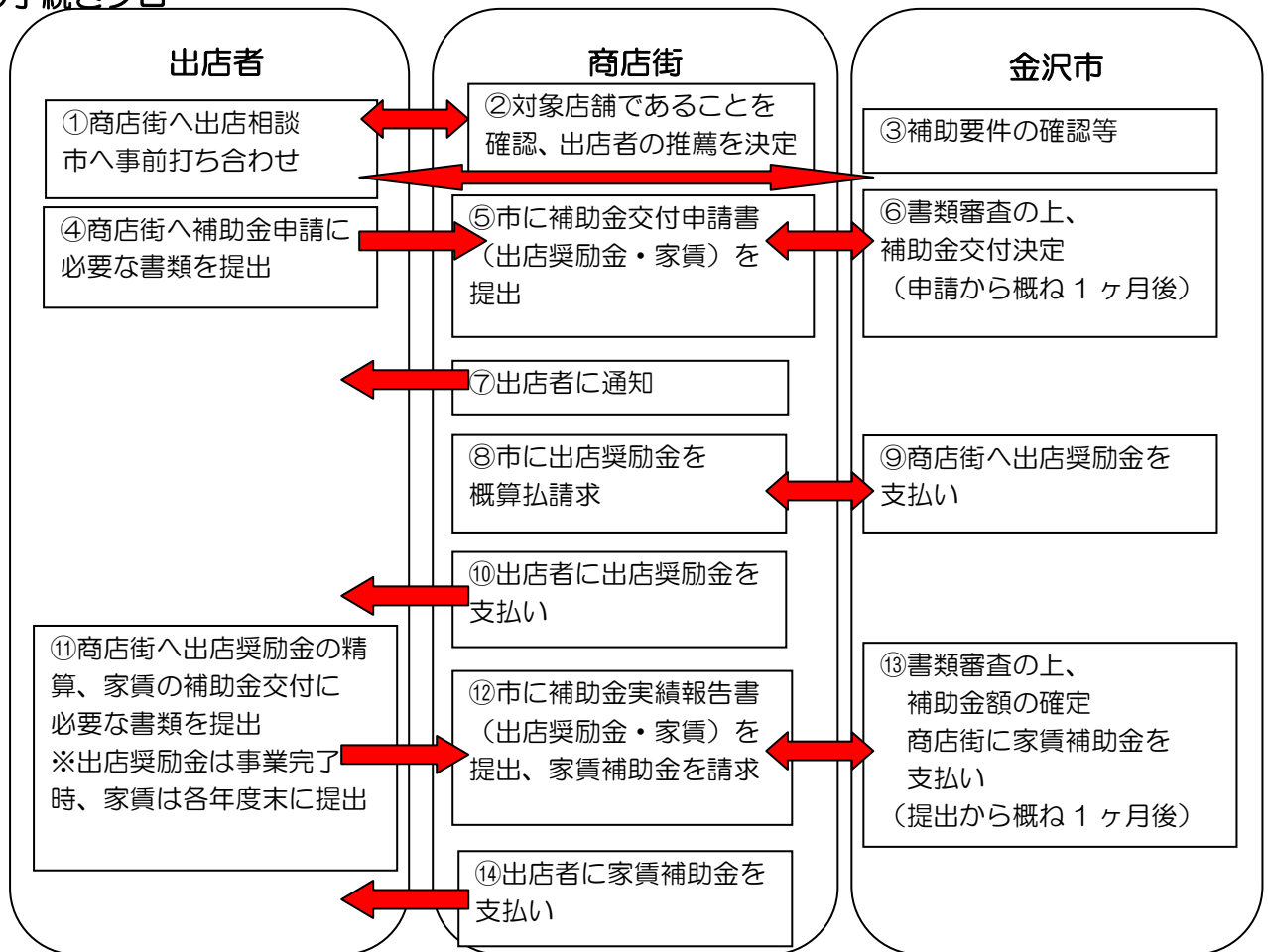
※注 2 大型店とは、店舗面積が 1000 m²を超えるものをいいます。

問い合わせ先 金沢市経済局商業振興課
〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1
電話番号：076-220-2193 FAX 番号：076-260-7191

○補助金交付に必要な書類 ※ 様式は商業振興課にてご用意いたします。

出店・補助金 申請時	<p>【出店者→商店街】</p> <p>①出店計画書（様式1） ②出店奨励金経費明細内訳書（様式2） ③調査承諾書（様式3） ④賃貸借契約書（写）1部 ⑤出店前及び出店後の写真（外観、内装） ⑥その他（各商店街への加盟に必要な書類等）</p> <p>【商店街→金沢市】</p> <p>⑦補助金交付申請書（出店奨励金・家賃各1部） ⑧地域商店街出店支援事業対象者推薦書（様式4） ⑨出店者から提出された上記の①～⑤の書類</p>
開業後・補助金 交付時	<p>【出店者→商店街】</p> <p>⑩出店奨励金の対象経費を支払ったことを証する領収書等（写） ⑪家賃を支払ったことを証する領収書等（写）</p> <p>【商店街→金沢市】</p> <p>⑫補助金実績報告書（出店奨励金・家賃各1部） ⑬請求書（出店奨励金・家賃各1部） ⑭出店者から提出された⑩、⑪の書類</p>

○手続きフロー



※補助金算定方法（H27年7月2日出店の事例）

<p>■出店奨励金 開業にあたり、店舗案内サインに40万円、情報誌掲載等の広告費に20万円支出。 補助対象額 40万円+20万円=60万円 → 補助金50万円（上限額）</p> <p>■家賃 月額20万円のの場合 1年目（H27年度 H27.8.1～H28.3.31：8ヶ月）20万円×1/4×8月=40万円 //（H28年度 H28.4.1～H28.7.31：4ヶ月）20万円×1/4×4月=20万円 ※60万円となるが、限度額50万円/年に達するため、1年目の家賃補助金は限度額50万円 2年目（H28.8.1～H29.7.31）も上記積算により、補助金額は限度額50万円となる。</p>
--